

銀行等向け資本規制の柔軟な運用を通じた事業者支援に資する貸出余力の確保

-「コロナ克服・新時代開拓の経済対策」(11/19閣議決定)-

- (a) 新型コロナウイルス感染症対策や地域活性化のためのエクイティ支援を促進するため、新しい資本規制(最終化されたバーゼルⅢ)について、高度なリスク管理を選択しない国内基準金融機関への適用を2年延期。
- (b) 国際統一基準金融機関に適用されるレバレッジ比率規制について、事業者支援に万全を期すため、特例措置を2年間延長し、金融機関の貸出余力を確保。

(a) 最終化されたバーゼルⅢ

- ・ 国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関については、2023年3月末より適用開始 (注1)
- ・ それ以外の内部モデルを採用しない国内基準金融機関については、適用を2年間延期 (2025年3月末より適用開始) (注2)

(例) 株式のリスクウェイトの段階的引上げ

年 (3月末)	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
国際統一基準金融機関等	100%	100%	130%	160%	190%	220%	250%	250%	250%
それ以外の国内基準金融機関	100%	100%	100%	100%	130%	160%	190%	220%	250%

(注1) 国際基準金融機関等への適用時期については、諸外国の規制動向等も踏まえつつ、引き続き検討を実施。

(注2) 株式のリスク・ウェイト引上げ最終年度の自己資本比率への影響
地域銀行▲0.31%、信用金庫▲0.35%、信用組合▲0.34%

(b) レバレッジ比率に関する特例措置

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本の額}}{\text{総エクスポージャー額}}$$

その他資産 (貸出等) + 中銀預け金

総エクスポージャー額から除外することで、
金融機関の貸出余力を確保

現在の措置が2022年3月に期限を迎えるため、
更に2年間延長予定 (2024年3月末まで)